#### 規程管理システム

## 乙第1.3号証

#### 特任教員給与規程

2010年3月16日制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪経済大学の特任教員の給与に関する事項を定める。

(賃金/ )

第2条 賃金の構成は、基本給、増加担当事当、夜間勤務事当、大学院担当手当、北阪キャンバス担当手当、扶発事当、住宅事当、通勤手当とする。

(基本給)

第3条 基本給は、尊任執負の給与体系表のそれぞれの最高月額の2分の1とし、個別の雇用契約費で定める。

(增加担当手当)

第4条 増加担当手当は、1週4コマを超えて授業を担当する場合に、1週1コマ当たり月額12、000円とする。

(夜間勤務手当)

- 第5条 夜間勤務手当は、次のとおりとする。
  - (1) 6時限 1週1コマ当たり月額6,000円
  - (2) 7時限 1週1コマ当たり月額8,000円

(大学院担当手当)

第6条 大学院担当手当は、1週1コマ当たり月額12,000円とする。

(北浜キャンパス組当事当)

第7条 北溟キャンパス担当手当は、1週1コマ当たり月額0,000円とし、北溟社会人大学院および北溟 イブニングスクールの授業を担当する教員に支給する。

(扶發爭当)

- 第8条 挟斃事当は、次に掲げる者で特任教員と生計を一にし、主としてその特任教員の挟獲を受けている者がいる場合に支給する。ただし、「特任教員A」には支給しない。
  - (1) 配偶者(事実上婦姻関係にある者を含む。)
  - (2) 満18才米満の予および孫
  - (3) 満60才以上の父母および祖父母(逢子の場合は発父母およびその両親に限る。)
  - (4) 満18才来満の弟妹
  - (5) 2 親等以内の親族で真度障害者
  - (6) 上記(1)~(4)に該当する者で、1年を通じ年金・恩給・遺族扶助料・雁用保険・資産所得また は事業所得等がある場合は、その合計年額が130万円未満であること。ただし、60才以上の老年者で ある場合または厚生年金法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害である場合は、年額180 万円未満であること。
  - (7) 満18少以上、満24才未満の子、孫または弟妹で学校教育法に規定する学校に在学する智。ただし、その旨の事実を証明する勘頻を毎年4月末日までに提出した者に限る。
  - (8) 外国の法により設置された学校であっても日本国内における各種学校もしくは予備校に相当する 学校に在学している場合は、支給認定の対象外とする。
- 2 扶養手当の月額は、次のとおりとする。

### 規程管理システム

2/3 ページ

- (1) 前項第1号に該当する場合 18,000円
- (2) 前項第2号から第5号該当する場合 9,000円

(住宅手当)

- 第9条 住宅手当は、次のとおりとする。ただし、「特任教員A」には支給しない。
  - (1) 世帯主 (独立生計を営む世帯の長をいう。)

月额 21,000円

(2) 非世游主

月額 15,000円

(溫蘭尋当)

第10条 通勤手当は、経済的かつ合理的な経路で算出した3カ月定期運賃相当額とする。ただし、上限は 月額5万円とする。

(賃金の締切日および安払日)

第11条 賃金は、毎月1日から末日までの分を原則として当月の20日に支給する。ただし、支給日が銀行 休業日に当たるときは、その前日に額り上げて支給することがある。

(貿金の控除)

第12条 賃金の支払いに際して、所得税など法令に定められた金額を控除する。

(削忠手当)

第13条 加末手当は、基本給の3ヵ月分とする。

(退臘給与)

- 第14条 退職給与は、次のとおりとする。
  - (1) 「特任教員A」には支給しない。
  - (2) 「特任教員B」の退職給与領は、退職要因により、退職の日における基本給月額に在職期間に応 ずる下装の支給部を乗じて得た領とする。ただし、特任教員就業規則第11条第1号から第5号に該 当する場合は支給しない。

(単位:カ月)

退職與因 勤統年数	自己都合	法人都合
1年	0. 48	1. 20
2年	1. 12	2. 64
3年	l. 76	4. 08
4.52	2, 40	5. 52
5年	3, 04	6, 96
6年	3. 84	8. 40

(改魔)

第15条 この規程の改廃は、理事会が行う。

# 規程管理システム

3/3 ページ

附则

I この規程は2010年3月16日に制定し、同年4月1日から施行する。 なお、この規則の施行に伴い、「特任教園の任用に関する規程施行細則」を廃止する。